

「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：2026年5月25日]

(下線箇所が改正部分)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【イージー・コムストックローン】 日本証券金融株式会社</p>	<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【イージー・コムストックローン】 日本証券金融株式会社</p>
<p>第1条 (現行どおり)</p>	<p>第1条 (省 略)</p>
<p>第2条 (契約の成立および契約期間)</p>	<p>第2条 (契約の成立および契約期間)</p>
<p>1～5 (現行どおり)</p>	<p>1～5 (省 略)</p>
<p>6 <u>日証金の審査の結果、適当と認められた場合は、日証金はお客様に対し、日証金のウェブサイトを使用するログインID、ログインパスワードおよび取引パスワード(以下「パスワード等」といいます。)を発行し、日証金所定の方法により通知します。</u></p>	<p>6 <u>日証金の審査の結果、適当と認められた場合は、お客様に日証金のウェブサイトのログインIDおよびパスワードを発行し、お客様がコムストックローン利用申込書に記載された住所へ発送します。なお、ログインIDおよびパスワードについては、次のとおり取り扱います。</u></p>
<p>(1) <u>お客様は、ウェブサイトの利用(ログインを含みます。以下同じ。)ならびに本融資にかかる申込み、照会その他日証金が定める所定の手続き(以下総称して「各種手続き」といいます。)を行うにあたり、ログインIDおよびパスワード等ならびにワンタイムパスワードおよびパスキー(FIDO等に準拠する公開鍵暗号方式)その他の日証金が定める認証方式(以下「認証方式」といいます。)のうち、日証金が求める認証方式による確認ができた場合に限り、各種手続きを行うことができます。</u></p>	<p>(1) <u>お客様が本融資にかかる申込みおよび照会(以下「申込み等」といいます。)を行うにあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、日証金発行のログインIDおよびパスワードとお客様がご利用時に使用するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ行うことができます。</u></p>
<p>(2) <u>日証金は、前号の認証方式による確認がなされたことをもって、お客様の本人確認を行うものとしします。</u></p>	<p>(2) <u>日証金は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、申込み等はお客様本人によってなされたものとみなします。</u></p>
<p>(3) <u>パスワード等ならびにワンタイムパスワードおよびパスキーその他の認証方式に関する情報(以下総称して「認証情報」といいます。)の管理は、お客様の責任において行うものとしします。日証金は、第1号の認証方式による確認がなされたことをも</u></p>	<p>(3) <u>ログインIDおよびパスワードの管理は、お客様の責任において行うものとしします。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>って、お客様ご自身が入力等されたか否かにかかわらず、お客様ご自身による入力等がなされたものとして取扱うこととします。</u></p> <p>(4) <u>お客様は、認証情報を第三者に貸与、譲渡、担保提供その他第三者の利用に供してはならず、また第三者と共同して利用してはならないものとします。</u></p> <p>(5) <u>お客様は、認証情報が他人に知られることのないように、十分かつ細心の注意を払って管理していただくものとします。日証金は、認証情報の不正使用のおそれその他前各項に反する状況があると判断した場合、ウェブサイトの利用または各種手続きの受付を停止または制限できるものとします。</u></p>	<p>(4) <u>ログインIDおよびパスワードの第三者への貸与または譲渡は、禁止します。</u></p> <p>(5) お客様は、<u>ログインIDおよびパスワードを他人に知られることのないように、十分かつ細心の注意を払って管理していただくものとします。</u></p>
<p>7～9 (現行どおり)</p>	<p>7～9 (省 略)</p>
<p>第3条～第9条 (現行どおり)</p>	<p>第3条～第9条 (省 略)</p>
<p>第10条 (危険負担、免責条項等)</p>	<p>第10条 (危険負担、免責条項等)</p>
<p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 次に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、日証金はその責任を負わないものとします。ただし、日証金の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>1～3 (省 略)</p> <p>4 次に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、日証金はその責任を負わないものとします。ただし、日証金の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。</p>
<p>(1) <u>日証金のウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、日証金所定の認証方式により行われた取引について生じた損害。</u></p>	<p>(1) <u>日証金のウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、入力されたログインIDおよびパスワード(第三者により入力された場合を含みます。)が日証金発行のログインIDおよびパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害。</u></p>
<p>(2)～(3) (現行どおり)</p>	<p>(2)～(3) (省 略)</p>
<p>第11条～第18条 (現行どおり)</p>	<p>第11条～第18条 (省 略)</p>

改正案	現 行
付 則 <u>この改正約款は2026年5月25日から実施します。</u>	以 上